

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号3001)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 10 月 9 日作成

処 分 名	教育委員会の撮影又は録音の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町教育委員会傍聴規則 (平成 4 年厚岸町教育委員会規則第 2 号)	
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項	
根 拠 条 文	傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。 ただし、特に教育長の許可を得たときはこの限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 教育長が会議に支障がないと認めたとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
	協 議 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
	処 分 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
所 管 部 署	教育委員会 管理課総務係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号3002)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 10 月 9 日作成

処 分 名	奨学資金貸与の申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町奨学資金貸与条例 (昭和41年厚岸町条例第 6 号)	
根 拠 条 項	第 3 条 第 1 項	
根 拠 条 文	奨学生を希望する者は、保証人 2 人の連署した願書に、その在学する又は在学した学校長の副申書を添えて教育委員会に申請しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第 2 条 奨学資金の貸与を受ける者 (以下「奨学生」という。) は、厚岸町民 (その親若しくはそれに代わるべき者が本町内に住所を有するものをいう。) であって、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 大学院、大学、高等学校に在学する者</p> <p>(2) 特殊な技能教育又は専門教育で相当と認められる者</p> <p>(3) 身体健康、学業優秀、性行善良である者</p> <p>(4) 学資に乏しい者。ただし、第 1 項第 2 号の者はこの限りでない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	60 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
	協 議 機 関	1 日 (機関名：厚岸町奨学審議会)
	処 分 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
所 管 部 署	教育委員会 管理課総務係	
備 考	申請受理→教育委員会で選定→奨学審議会へ諮問→奨学審議会から答申→教育委員会で決定	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号3003)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	奨学資金返還金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町奨学資金貸与条例 (昭和41年厚岸町条例第 6 号)	
根 拠 条 項	第 9 条	
根 拠 条 文	<p>奨学金の貸与を受けた者が、次の各号に該当するときは、その貸与額の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 目的の学校を卒業し、一定の年限を定めて町の指定する業務に従事したとき。</p> <p>(2) 死亡又は長期の療養若しくは障害者となり奨学金の返還ができないと認められたとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	60 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
	協 議 機 関	1 日 (機関名：厚岸町奨学審議会)
	処 分 機 関	日 (機関名：厚岸町教育委員会)
所 管 部 署	教育委員会 管理課総務係	
備 考	免除願受理→奨学審議会へ諮問→ 奨学審議会から答申→教育委員会で決定	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号3004)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	学校施設使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町立学校施設の使用に関する規則	
根 拠 条 項	第2条第1項	
根 拠 条 文	<p>第2条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校施設の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に基づく活動に使用するとき。</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づき使用するとき。</p> <p>(3) その他教育委員会が公益上必要と認めるとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもののいずれかに該当していない場合に許可する。</p> <p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合。</p> <p>2 願い出る学校が、根拠法令または公職選挙法の定めにより使用しているとき。</p> <p>3 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>4 建物又は従物をき損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>5 管理上支障があるとき。</p> <p>6 防火上危険のおそれがあると認められるとき。</p> <p>7 政治的、宗教的活動のための利用と認めるとき。</p> <p>8 営利を目的とする利用と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 ()
	経 由 機 関	1 日 (機関名：申請学校)
	協 議 機 関	1 日 (機関名：申請学校長)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：)
所 管 部 署	教育委員会管理課学校教育係	
備 考		